

大崎町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
22	14,733	6,205,493	361,245	1,228,151	19.8	16.1

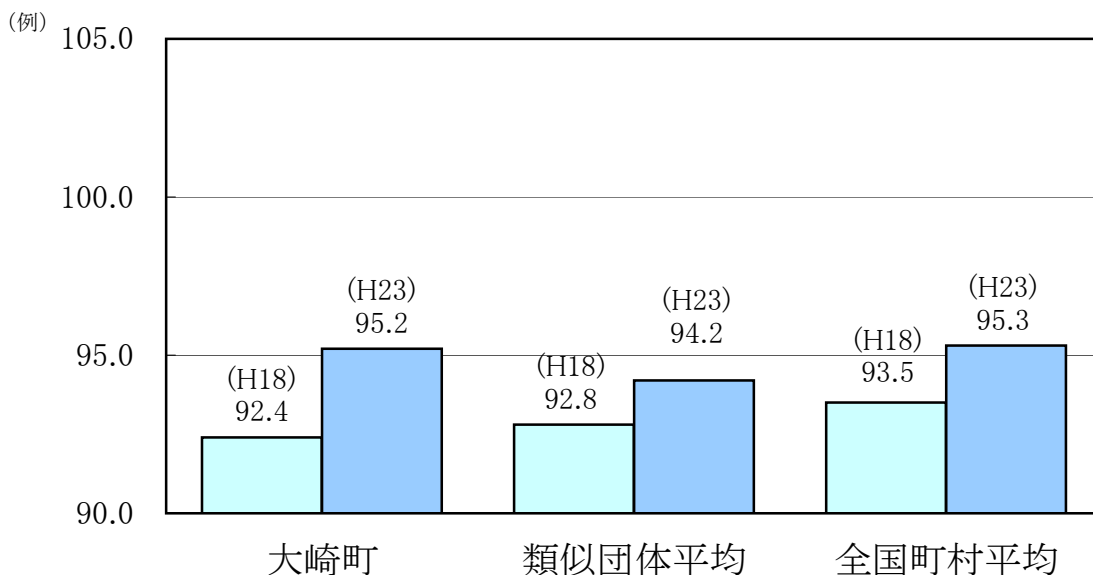
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)Ⅲ-0平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22	134	523,043	53,687	193,412	770,142	5,747	5,576

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況 ※本町では人事委員会を設置していません。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大崎町	44.5 歳	331,742 円	372,221 円	357,513 円
鹿児島県	44.4 歳	330,565 円	407,023 円	366,420 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.5 歳	318,765 円	367,292 円	345,267 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大崎町	48.3歳	9人	281,156円	297,100円	294,044円	—	—	—	—
うち用務員	45.8歳	5人	264,620円	288,000円	284,120円	用務員	53.8歳	209,700円	1.41
うちその他の 技能労務職	51.4歳	4人	301,825円	308,475円	306,450円	—	—	—	—
鹿児島県	48.9歳	484人	333,732円	391,564円	367,824円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	49.5歳	8人	287,327円	311,633円	300,863円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大崎町	4,809,496円	—	—
うち用務員	4,667,300円	— 円	— 円
うちその他の 技能労務職	4,950,600円	— 円	— 円

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		大崎町	鹿児島県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	168,756 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	143,766 円	— 円
	中学卒	121,600 円	126,616 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成23年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	239,667 円	293,940 円	346,050 円
	高校卒	— 円	275,633 円	324,300 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

※経験年数については、当該年数の対象者が少ない又はいないため、近似の年数を合算して算出又は空欄としています。

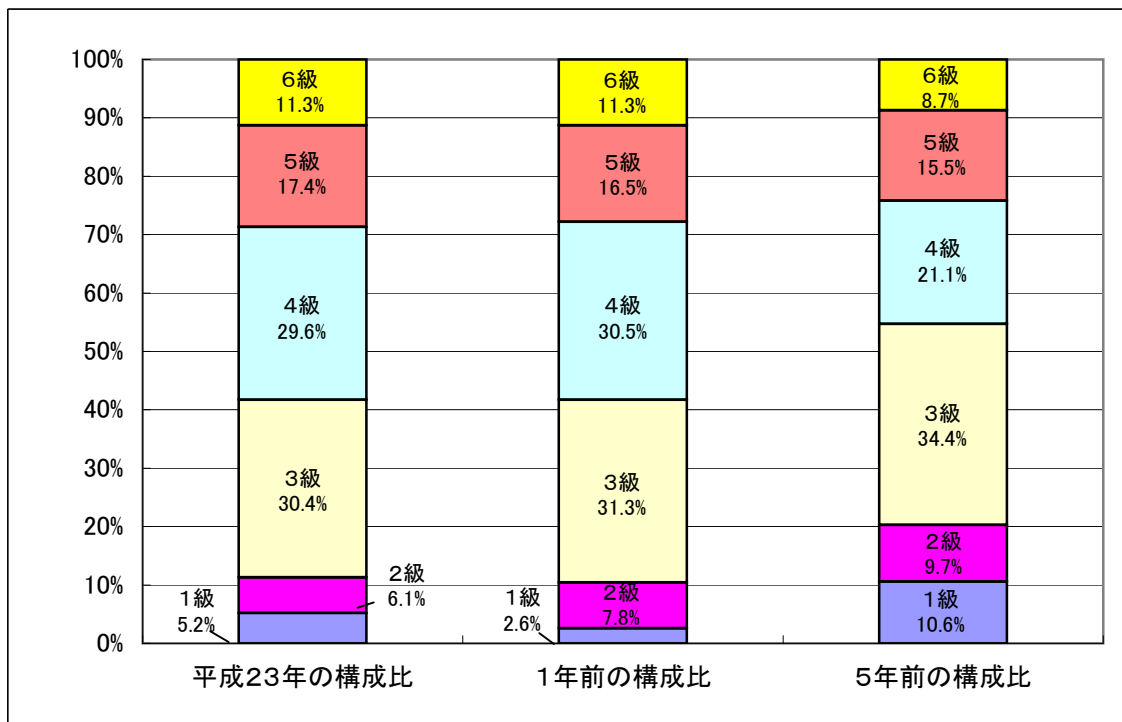
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師・書記	6 人	5.2 %
2 級	主事・技師・書記	7 人	6.1 %
3 級	主任・主任書記・主査	35 人	30.4 %
4 級	主幹・係長・保育所長	34 人	29.6 %
5 級	参事・課長補佐・次長・室長・書記長・支所長・保育所長	20 人	17.4 %
6 級	課長・室長・事務局長	13 人	11.3 %
7 級	課長・室長・事務局長	— 人	— %

(注) 1 大崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績の反映については、新たな人事評価制度の確立がなされていないため従来の勤務評定による判定を行っています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 崎 町	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,453 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,539 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (—)月分 (—)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務実績の反映については、新たな人事評価制度の確立がなされていないため勤務日数に応じた手当の支給を行っています。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

大 崎 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置(2～20%)		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置(2～20%)	
	(自己都合)	(勸奨・定年)			
1人当たり平均支給額	— 千円	25,343 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	— %		
手当の種類(手当数)	—		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	12,513 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	88 千円
支給実績(21年度決算)	14,899 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	105 千円

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	—	27,267 千円	284,036 円
住居手当	1 家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額:月額27,000円 2 自宅に居住する職員 月額2,500円	異なる	自宅に対する支給期間5年の制限なし	8,671 千円	89,400 円
通勤手当	1 交通機関利用者 その者の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額 支給限度額:月額 55,000円 2 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給	同じ	—	3,402 千円	39,565 円
管理職手当	給料×支給割合 総務課長:10% その他の課長等:8%	異なる	支給割合による	5,071 千円	422,647 円

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	町 長	617,600円（減額前 772,000円）	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	521,050円（減額前 613,000円）	796,100 円/	353,500 円
報酬	議 長	293,400円（減額前 308,800円）	326,000 円/	207,000 円
	副 議 長	242,100円（減額前 254,800円）	269,000 円/	172,500 円
	議 員	220,100円（減額前 231,600円）	250,000 円/	157,500 円
期末手当	町 長	(平成22年度支給割合)		
	副 町 長	2.95月分 (15%加算措置あり)		
	議 長	(平成22年度支給割合)		
	副 議 長	2.95月分		
退職手当	議 員	(15%加算措置あり)		
	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	772,000円×勤続年数×500/100	15,440,000 円	任期毎
		613,000円×勤続年数×280/100	6,865,600 円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

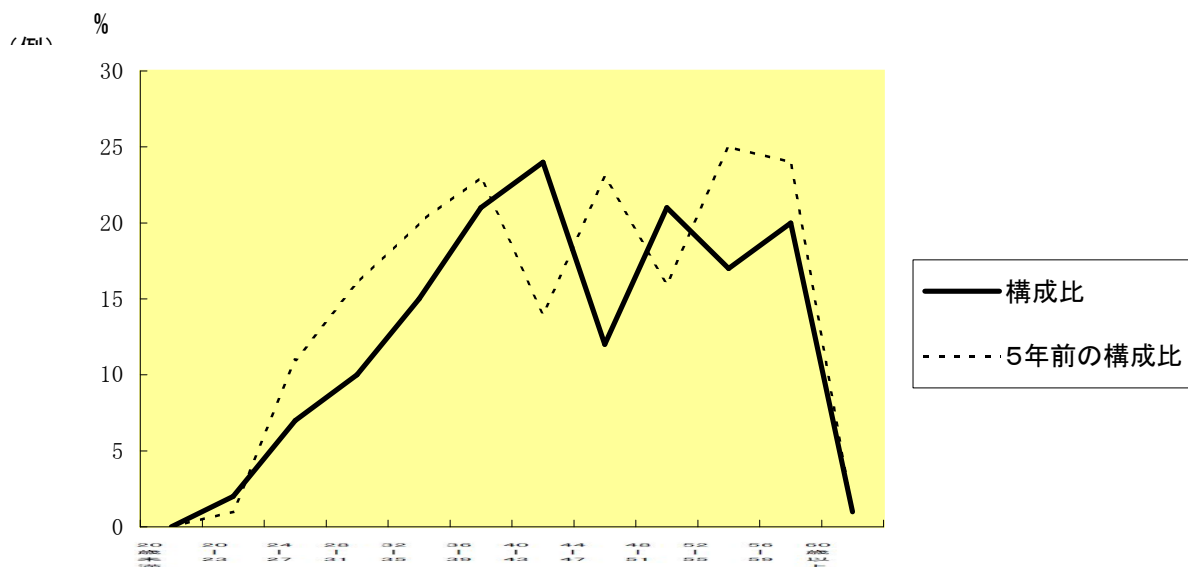
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成22年	平成23年		
普通会計部門	議会	3	3	0	
	総務	30	31	1	契約・入札業務の移管に伴う増
	税務	10	11	1	滞納整理業務の充実
	一般行政部門				
	農林水産	29	28	-1	農道整備業務の見直しによる減
	商工	1	2	1	観光業務の充実
	土木	9	8	-1	契約・入札業務の移管に伴う減
	民生	18	17	-1	保育業務の見直しによる減
	衛生	9	8	-1	健康増進業務の見直しによる減
	計	109	108	-1	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.30 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 93.08人)
	教育部門	26	28	2	学校統合推進室新設に伴う増
	小 計	135	136	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 92.31 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 112.78人)
公営企業等部門	水道	5	5	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	8	7	-1	後期高齢者医療広域連合への職員派遣終了
	小 計	15	14	-1	
合 計		150	150	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 101.81 人
		[222]	[222]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	2人	7人	10人	15人	21人	24人	12人	21人	17人	20人	1人	150人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	122	119	117	113	109	108	△14 (△11.5%)
教育	33	33	32	32	26	28	△5 (△15.2%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	155	152	149	145	135	136	△19 (△12.3%)
公営企業等会計計	19	18	18	16	15	14	△5 (△26.3%)
総合計	174	170	167	161	150	150	△24 (△13.8%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 大崎町水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める 職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
22	192,054	33,039	31,276	16.3	15.8

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22	5	20,290	3,217	7,769	31,276	6,255	6,443

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大崎町	43.8 歳	366,600 円	521,267 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大崎町水道事業		大崎町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(22年度)		1人当たり平均支給額(22年度)	
1,553 千円		1,485 千円	
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(-)月分	(-)月分	(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

大崎町水道事業			大崎町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	32.76 月分	勤続20年	23.50 月分	32.76 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2~20%)			・定年前早期退職特例措置(2~20%)		
(自己都合)		(勸奨・定年)	(自己都合)		(勸奨・定年)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	25,343 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		— %	
手当の種類(手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	759 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	151 千円
支給実績(21年度決算)	610 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	122 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外 6,500円 配偶者がいない場合 11,000円 16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子1人につき 5,000円加算	同じ	—	1,566 千円	313,200 円
住居手当	1 家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて支給。 支給限度額:月額27,000円 2 自宅に居住する職員 月額2,500円	同じ	—	324 千円	64,800 円
通勤手当	1 交通機関利用者 その者の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額 支給限度額:月額 55,000円 2 交通用具利用者 通勤距離に応じて支給	同じ	—	170 千円	34,080 円
管理職手当	給料×支給割合 課長:8%	同じ	—	398 千円	398,120 円